

令和7年度 就学援助制度についてのお知らせ

内灘町立の小・中学校に在籍しているお子様の保護者で、経済的な理由で就学困難な世帯に学用品費・学校給食費など、学校にかかる費用の一部を援助します。

援助を希望する方は、内灘町学校教育課に申請書を提出してください。昨年度認定されていた方で、引き続き援助を希望される方も、毎年度申請が必要です。

新入学学用品費の入学前支給を受けた方も、入学後の就学援助を希望する場合は申請が必要です。

1 援助の対象となる方

内灘町内の小・中学校に在学している児童生徒の保護者のうち下記のいずれかの認定基準に該当する方。

【認定基準】

認 定 基 準			申 請 に 必 要 な 提 出 書 類 （ 写 し ）															
1. 収入が少なく、経済的に困窮している世帯 ※被災により経済的に困窮している世帯を含む 《所得の目安》年齢等で上限額が変動します。 <table><tr><th>世帯</th><th>構成</th><th>所得（令和6年分） 上限額 ※全員の合計所得額</th></tr><tr><td>3人</td><td>父、母、小学生</td><td>240万円程度</td></tr><tr><td>4人</td><td>父、母、中学生、小学生</td><td>300万円程度</td></tr><tr><td>5人</td><td>父、母、中学生、小学生、未就学児</td><td>320万円程度</td></tr><tr><td>6人</td><td>父、母、中学生、小学生、祖父、祖母</td><td>360万円程度</td></tr></table> 世帯分離している場合も、同じ住所に住民登録がある方全員分の所得で審査します。			世帯	構成	所得（令和6年分） 上限額 ※全員の合計所得額	3人	父、母、小学生	240万円程度	4人	父、母、中学生、小学生	300万円程度	5人	父、母、中学生、小学生、未就学児	320万円程度	6人	父、母、中学生、小学生、祖父、祖母	360万円程度	令和7年1月1日現在において内灘町民であった方 →所得にかかる添付書類は不要 令和7年1月1日現在において内灘町民ではなかった方 →内灘町民ではなかった方全員分の令和6年分の源泉徴収票や令和6年分所得証明書などの所得のわかる書類（申請締切までに発行されない場合は、後日提出ください。） ※罹災証明書（判定が「半壊」以上のもの）
世帯	構成	所得（令和6年分） 上限額 ※全員の合計所得額																
3人	父、母、小学生	240万円程度																
4人	父、母、中学生、小学生	300万円程度																
5人	父、母、中学生、小学生、未就学児	320万円程度																
6人	父、母、中学生、小学生、祖父、祖母	360万円程度																
2. 生活保護を停止または廃止された方			生活保護停止通知書、または生活保護廃止通知書															
3. 町民税が非課税の世帯 （同じ住所に住む全員が該当する場合のみ）			非課税証明書（世帯全員分） ※令和7年1月1日現在、内灘町民の場合は不要															
4. 個人事業税の減免を受けている方			個人事業税減免決定通知書															
5. 固定資産税の減免を受けている方（新築軽減は除く） ※被災による減免を含む			町税の減免税額決定通知書															
6. 国民年金保険料の減免を受けている方			国民年金保険料免除申請承認通知書															
7. 国民健康保険税の減免を受けている方			国民健康保険税減免額決定通知書															
8. 児童扶養手当の支給を受けている方			児童扶養手当証書															

◎1～7は、前年度または今年度において該当する方、8は、申請時において該当する方が援助の対象です。

2 申請手続き

提出書類：①「令和7年度 就学援助申請書」

②裏面「1 援助の対象となる方」に記載の、認定基準ごとに必要な書類

③通帳の「振込先銀行・支店・口座番号・口座名義」が確認できる部分の写し

その他、必要に応じて審査に必要となる書類の提出を求めることがあります。

提出期限：**令和7年5月9日（金）締切**

締切を過ぎた場合も、随時申請を受け付けています。この場合、申請した月分から支給対象となります。

※締切までに提出できない場合で、当初からの認定を希望される場合は、締切前に必ず下記のお問い合わせ先にご相談ください。

提出先：内灘町教育委員会学校教育課（内灘町役場3階） ※学校には提出できません。

認定結果：7月中旬頃に保護者あてに通知します。

3 援助の内容

8月末、11月末、3月中旬に原則として申請者（保護者）の振込口座に支給します。

学校給食費や学納金に滞納がある場合は、支給額から滞納額を差し引いた額を支給します。

※生活保護（教育扶助）を受けている場合は、修学旅行費のみを支給の対象とします。

援 助 項 目	支 給 額
学校給食費	保護者が負担する費用
学用品費	小学生：11,630 円、中学生：22,730 円
通学用品費	小学生・中学生：2,270 円 <u>※小学1年、中学1年を除く</u>
新入学児童生徒学用品費 （小学1年、中学1年のみ）	小学1年生：57,060 円、中学1年生：63,000 円 <u>※入学前支給を受けた小学1年及び中学1年を除く</u>
校外活動費 （小学6年、中学3年を除く）	実際にかかった交通費、見学料等の一部 <u>※活動があった月に認定されていた参加者のみが対象</u>
修学旅行費 （小学6年、中学3年のみ）	実際にかかった交通費、宿泊費、見学料等の一部 <u>※活動があった月に認定されていた参加者のみが対象</u>
卒業アルバム購入費	実費 <u>※小学6年、中学3年で卒業アルバム購入者のみ</u>
日本スポーツ振興センター共済掛金	小学生・中学生：460 円 <u>※随時認定者を除く</u>

4 申請に関する注意事項

- ・児童生徒2人以上の申請をする場合、保護者1名につき1枚の申請書となります。
- ・令和7年1月1日現在の住所と申請時の住所が異なる場合、必ず前住所も記入してください。
- ・「家族の状況」は、児童生徒と同一住所に住民登録がある方全員（世帯分離している方や施設入所している方も含む）を記入してください。また、住民票上の住所が別でも同居している方がいる場合は、その方についても記入してください。
- ・申請後、住所、家族構成等が変わった時は、再申請が必要です。下記まで必ずご連絡ください。
- ・申請後に申請内容が事実と相違することになった場合や虚偽の申請をした場合、援助費を目的外に使用した場合、認定を取り消し、すでに支給した援助費の返還を求めることがあります。

お問い合わせ・申請書提出先 窓口受付時間：月～金（土日祝閉庁）8：30～17：15

内灘町教育委員会学校教育課 〒920-0292 内灘町字大学1丁目2番地1 内灘町役場3階
TEL（076）286-6717 FAX（076）286-6714

※窓口受付時間内に来られない場合、お電話にてご相談ください